研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6 月 1 2 日現在

機関番号: 13901

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2018~2022

課題番号: 18K01275

研究課題名(和文)CSR(企業の社会的責任)概念が国際投資法において果たす役割の検討

研究課題名(英文)The Role of CSR in the International Law of Foreign Investment

研究代表者

石川 知子(Ishikawa, Tomoko)

名古屋大学・国際開発研究科・教授

研究者番号:20632392

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文):本研究においては、国際法における企業の権利義務の不均衡を問題意識として、投資紛争解決手続においてCSR概念が果たし得る役割の検討を通じ、投資紛争において企業の権利と義務の均衡を図るための理論的基盤を構築するというものであった。この問いに応えるため、本研究は、企業の環境責任を投資紛争解決手続きにおいて反映するためのさまざまな理論や方策を考察し、最終成果物として、ケンブリッジ大学 出版会より単著'Corporate Environmental Responsibility in Investor-State Dispute Settlement'を出版し た(2022年11月)。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究は、現代の国際投資法における最重要課題に取り組んだものであり、現行の制度が有する可能性について詳細な分析を提供した。これらの分析は、即時の適用が可能であり、投資仲裁および将来の投資裁判所制度双方に適用可能であり、将来の判例形成に潜在的な影響を与える可能性を有しているほか、国際投資法の枠組みの内外で、外国投資家の責任を追求する国際法の形成に示唆を与える。最終成果物としての書籍は、国内外の政策立案者、法曹実務家、NGO、国際法のさまざまな分野の研究者に示唆を与え得るものである。

研究成果の概要(英文): With the background of the existing imbalance between rights and obligations of corporations in international law, this study sought to find ways to redress this imbalance in the framework of international investment law. It did so by examining the role of the concept of Corporate Social Responsibility (CSR) in investor-state dispute settlement. This study examined various theories and strategies to incorporate corporate environmental responsibility into investor-state dispute settlement procedures. This study produced a monograph titled "Corporate Environmental Responsibility in Investor-State Dispute Settlement" published from Cambridge libiversity Press in November 2022 University Press in November 2022.

研究分野: Public International Law

キーワード: Investment Law CSR ESG investing

1.研究開始当初の背景

企業が国際法上の義務を直接に負う主体であるか否かという問題は古くから認識されているものの、議論は未だ決着を見ていない。特定分野の条約で、企業の義務や責任に言及するものは存在するものの、その殆どは、企業を直接に拘束する義務を規定するものではなく、企業の義務履行確保のための有効な手段も存在しない。他方、投資協定を中心とした外国投資法の発展に伴い、外国投資を行う企業は、国際法上、様々な実体的権利保護を受けており、多くの場合、権利実現のための手続的保護として、投資紛争解決手続の利用も可能である。紛争解決手続としての投資家対国の仲裁(投資仲裁)の利用件数は年々増加している。このような、国際法における企業の権利と義務との間の不均衡は、投資協定システムに対する近年の批判の大きな一因を構成している。

2.研究の目的

本研究の第一義的な目的は、企業の権利保護が最も顕在化する投資紛争解決手続において、CSR という概念が果たす役割の多角的検討を通じ、次の二つの命題を明らかにすることである。① CSR を投資紛争解決手続において事案に応じ適正に考慮し、反映させることは、現在の投資紛争解決制度の枠組みの中で可能であり、そのための複数の方法が存在すること。② このことは、投資家の権利保護偏重と批判される投資協定システムの構造的不均衡を、実質的かつ実効的に是正する有効な手段であるとともに、企業の責任を国際法において実現する新しい可能性を示すものであること。

3.研究の方法

上記の目的を達成するため、本書は、企業の環境・人権責任を現行の国際投資紛争解決 メカニズムにおいて反映するためのさまざまな理論や方策を検討した。研究方法として、 次のとおり、一次資料、二次資料の文献調査及び質的分析に加え、1,000 の国際投資協 定のデータセットを作成し、テキストの量的分析によって行った。

投資協定の検討:3,000 を超える二国間及び多国間投資協定のうち、英語、フランス語、スペイン語で入手可能な1,000 の協定を検討し、「企業の義務や責任に言及する投資協定は圧倒的に少なく、言及があっても、その殆どは、締約国に対する、CSRを推進する旨の非拘束的な義務規定にとどまる。」との仮説を統計的に検証する。環境保護及び人権保護に関する企業の責任に関する国際慣習法の存否及び条約上の義務の検討:前者については、学術文献、判例及び国際実務慣行の調査・検討を中心に行う。後者については、多国間・地域間及び二国間条約の中で、環境保護及び人権保護に関する企業(を含む私人)の責任に言及する文言を調査し、企業の義務を直接に規定するものか否か、義務履行の規定があるか否か等の基準に従って分類し精査する。

12の調査結果に基づき、投資紛争解決手続の第一義的な適用法である国際法において、企業の権利と義務との間の不均衡が存在することを論証する。

CSR の構成要素のうち、現在国際的に認知されているものを、CSR に関する国際原則、宣言、ガイドラインといった「ソフト・ロー」(例:多国籍企業の行動規範に係る国連草案、多国籍企業に対する OECD ガイドライン、ビジネスと人権に係る指針

原則等)の検討という方法により特定し、環境・人権(及び労働)に関するものの 内容を検討する。

投資受入国において、CSR の構成要素(例:企業の環境責任)を規定する国内法が存在する場合を想定し、投資の「国内法適合性」要件又は投資家の「信義(good faith)原則」を通じた利益調整の可能性とその方法を、関連する投資協定に国内法適合性要件の規定が存在する場合としない場合、また、管轄判断と本案判断に分けて検討する。検討は、主に国際裁判所・仲裁廷の判例及び文献の調査を通じて行う。

被申立国による、申立人投資家に対する反対請求を通じた企業責任の取り込み及び 利益調整の可能性を、仲裁廷の判例及び文献の調査、並びに投資協定の精査により 検討する。

企業の責任を根拠とした、損害額の減額を通じた利益調整の可能性につき、その理論的根拠及び具体的方法双方につき検討する。特に、寄与過失(contributory negligence) や信義(good faith)原則適用の可能性を中心に検証する。

4. 研究成果

上記研究方法を通じた本研究の目的は、ほぼすべて達成できた。代表的な研究成果次の 単著である。

Tomoko Ishikawa, Corporate Environmental Responsibility in Investor-State Dispute Settlement: The Unexhausted Potential of Current Mechanisms (Cambridge University Press, 2022)

同書は、現行の投資家対国家の紛争解決メカニズムにおいて、国家の反対請求と抗弁、 損害額減額の主張を通じて、外国投資家の責任を具体化する可能性を探求するものであ る。分析においては、親会社の適切な注意義務や企業の CSR の法的効果など、企業の 責任に関する最近の国際法及び国内法の展開のほか、投資家の行為によって損失や損害 を被った被害者の利益と視点にも反映させている。同書は、現行の投資家対国の紛争解 決メカニズムは、責任ある投資を推進する潜在力を有することを示しており、上記メカ ニズムにおいて投資家の責任を反映させる上で、さらに、より適切な注意義務と責任あ るビジネス行動に基づく実践を発展させる上で、示唆を与えることが期待される。

本研究にかかるその他の主な研究成果は次のとおりである。

- Counterclaims in Investment Arbitration: Is the Host State the Right Claimant?, in Jean Ho and Mavluda Sattorova (eds.) *Investors' International Law* (Hart Publishing, 2021) pp. 193-212
- Materializing Corporate Social Responsibility in Investor-State Dispute Settlement, 312 *Columbia FDI Perspectives* (2021) pp. 1-4
- Investment Screening on National Security Grounds and International Law: The Case of Japan, 7(1) *Journal of International and Comparative Law* (Sweet & Maxwell, June 2020) pp. 71-98
- Intervention: Investment Arbitration, Max Planck Encyclopaedia of International Procedural Law (OUP, 2019)
- Recalibrating the Balance in International Investment Agreements, in Kung-Chung Liu, J. Chaisse (eds.) *The Future of Asian Trade Deals and IP* (Hart Publishing, 2019) pp. 113-132

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件(うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件)

【雑誌論文】 計6件(うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件)	
1.著者名	4 . 巻
Tomoko Ishikawa	312
2 . 論文標題	
Materializing corporate social responsibility in investor-state dispute settlement	2021年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
Columbia FDI Perspectives	1-4
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	四际六名
1 . 著者名	4 . 巻
Tomoko Ishikawa	7(1)
2.論文標題	5.発行年
Z . 論文标题 Investment Screening on National Security Grounds and International Law: The Case of Japan	2020年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
Journal of International and Comparative Law	71-98
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
ナープンフルトフ	同欧井芸
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
3 フン・ノ とんではなべ 人はら フン・ノ とんが 出来	
1 . 著者名	4 . 巻
Elizabeth Whitsitt, Stephanie Forrest, Joongi Kim, Devin Bray, Tomoko Ishikawa, Frederic G.	5
Sourgens, Julien Chaisse 2.論文標題	5.発行年
Z . 論文标题 Transnational Dispute Management Special Issue: Comprehensive and Progressive Agreement for	2019年
Trans-Pacific Partnership (CPTPP)	2010 1
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
Transnational Dispute Management	1, 10
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	四际六名
1.著者名	4 . 巻
Tomoko Ishikawa	2019
2 . 論文標題	5 . 発行年
2 ・ 間入行表記 Intervention: Investment arbitration	2019年
	·
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
Max Planck Encyclopedias of Public International Law (Oxford Public International Law)	1, 24
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
ナーゴンフクセフ	同數井菜
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著

1.著者名 Tomoko Ishikawa	4.巻 113
2.論文標題 Counterclaims and the Rule of Law in Investment Arbitration	5 . 発行年 2019年
3.雑誌名 American Journal of International Law Unbound	6.最初と最後の頁 33,37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1017/aju.2018.96	査読の有無有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 石川知子	4.巻 734
2. 論文標題 合意に基づく反対請求において投資家の損害賠償義務が認められた例	5 . 発行年 2018年
3.雑誌名 JCAジャーナル	6.最初と最後の頁 39,48
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
[学会発表] 計10件(うち招待講演 9件/うち国際学会 6件) 1.発表者名 Tomoko Ishikawa	
2.発表標題 Corporate Environmental Responsibility in Investor-State Dispute Settlement	
3.学会等名 International Conference on the New Haven School of Jurisprudence(招待講演)	
4 . 発表年 2021年	
1.発表者名 石川知子	
2 . 発表標題 対内直接投資規制強化の世界的傾向-国際投資法への示唆	

3 . 学会等名

4 . 発表年 2021年

チェコ投資スクリーニングウェビナー (招待講演)

1.発表者名
Tomoko Ishikawa
2.発表標題
Asian Perspectives on ISDS Reform
3.学会等名
Arbitration and Mediation as a Global Force for Good: A New Dawn in the Post-Pandemic World(招待講演)
4.発表年
2021年
20214
1.発表者名
Tomoko Ishikawa, Duncan Watson, Ling Yang
2.発表標題
Careers in Investment Arbitration: Perspectives from East to West
careers in information foreposition from East to most
3.学会等名
Careers in Investment Arbitration: Perspectives from East to West(招待講演)
4.発表年
2021年
1.発表者名
Tomoko Ishikawa
TOHIOKO ISHTKAWA
N. D.
2.発表標題
Screening inward FDI on national security grounds
3.学会等名
Should FDI be restricted on national security grounds?(招待講演)(国際学会)
onesta 15. 55 (Sectional Society grounds, (国国時次)(国際子立)
A REC
4 . 発表年
2019年
1.発表者名
Tomoko Ishikawa
2.発表標題
EU Constitutional Preconditions and Limits
LO CONSTITUTIONAL FLECCHARTONS AND LIMITS
- MARIE
3.学会等名
A Common European Law on Investment Screening(招待講演)(国際学会)
4.発表年
2019年

1.発表者名 Tomoko Ishikawa
2 . 発表標題 International Investor Obligations and Counterclaims Before Investor-State Tribunals
3 . 学会等名 Investor's International Law Workshop(招待講演)(国際学会)
4 . 発表年 2019年
1 . 発表者名 Tomoko Ishikawa
2 . 発表標題 From general exceptions clause to investor's obligations? Recent Developments
3 . 学会等名 Seminar on Investor-State Dispute Settlement: A New Paradigm of Investment Agreements and Investment Arbitrations (招待講演) (国際学会) 4 . 発表年
2018年 1 . 発表者名 Tomoko Ishikawa
2 . 発表標題 Corporate Responsibility in International Law: A Case of Investment Arbitration
3.学会等名 30th SASE Annual Meeting "Global Reordering: Prospects for Equality, Democracy and Justice" (招待講演) (国際学会)
4 . 発表年 2018年
1 . 発表者名 Tomoko Ishikawa
2. 発表標題 Ethics and the Rule of Law in Investment Arbitration
3 . 学会等名 BIICL/GSID Seminar "Ethics and the Rule of Law in Investment Arbitration" (国際学会)
4 . 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1.著者名 Jean Ho, Mavluda Sattorova (eds), Tomoko Ishikawa, Lorenzo Cotula and Nicolas Perrone, Anil	4 . 発行年 2021年
Yulmazu Vastardis, Prabbash Ranjan, Barnali Choudhury, Martin Jarret et al	20214
2.出版社	5.総ページ数
Hart Publishing	350
3 . 書名	
Investors' International Law (分担 第8章 'Counterclaims in Investment Arbitration: Is the Host State the Right Claimant?')	
nost state the right standart:	

1 . 著者名 Kung-Chung Liu, Julien Chaisse et al. (eds), Tomoko Ishikawa, Benjamin Tham, Liyu Han, Jiaxun Sun, Han-Wei Liu Si-Wei Lu, Peter K Yu, Prabhash Ranjan, Prashant Reddy Thikkavarapu, Yaojin Peng, Su-Hua Lee, Christoph Antons, Kung-Chung Liu, Haoran Zhang, Haochen Sun	4.発行年 2019年
2.出版社 Hart Publishing	5 . 総ページ数 320
3 .書名 The Future of Asian Trade Deals and IP(分担:第6章'Recalibrating the Balance in International Investment Agreements')	

1.者者名 柳赫秀、久保田隆、梅島修、内記香子、国松麻季、加藤暁子、石川知子、中谷和弘、濱田太郎	4 . 発行年 2018年
2.出版社 東信堂	5.総ページ数 632
3.書名 講義 国際経済法(分担:第11章 投資仲裁、第15章 国家債務危機と国家債務再編)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6.研究組織

О,	. 妍光組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7 . 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会	開催年
	2018年~2018年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------